



安齋正弘

福島県生まれ。木耐協設立当初から技術顧問として組合員の指導や技術開発を行う。2007年国土交通大臣表彰。趣味は社交ダンス

◎今号のテーマ

## 一般診断法

## 「保有する耐力」についての考察

「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」の質問・回答集の確認

ウクライナ上空で民間航空機に悲劇が起きた。こんなことがあつて良いはずがない! 人類は戦い無しで共存をできないのか? 主義主張・宗派? 何ともさびしい。いつから戦いの途切れない世界が続いているのか? これが現実か!

さあ、今月もこの回答集をめくり、内容・趣旨を確認し日々の実務に活かして参りましょう。

日本建築防災協会に掲載されている文章は、下記ホームページアドレスから直接ご覧ください。

〔注〕紙面の都合HPに掲載されている文章から、趣旨を外さない程度に表現を変えています。〕

<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/wquest.html>

**A** 建基法で制限されている組合せに関しては、それに準じて扱います。(耐震診断では)それぞれの(部材=耐震要素)強度が発現できるように納まっていれば、(取付く位置の)制限はありません。しかしながら、異種の面材の重ね張りのような場合は、2層目(柱から遠い方)の面材が軸組に有効に取り付けられていないときには、軸組に最も近い面材の方だけを採用する等、実状に即した配慮が必要です。

## 考察

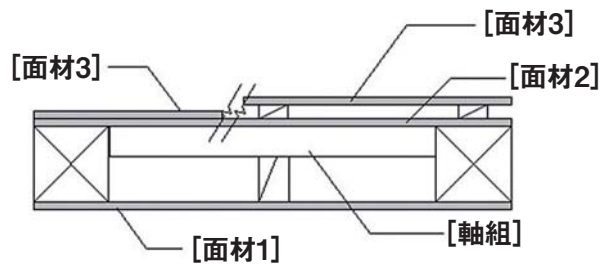
「建基法による制限」とは具体的には、「施行令46条」に基づく(耐力壁の)組合せを指しているものと思います。

ここには①土塗壁、②筋かい、③木ずりその他これに類する壁を柱の片面又は両面に打ち付けた壁、④前述各要素を(上限5とする範囲内で)併用で組み合わせたり、タスキで用いたりとするもの、⑤更にこれらと同等以上の耐力を有するものとして、大臣が定めた構造方法又は大臣の認定を受けたもの…が含まれています。

これに対して、「耐震診断」上では、(耐震診断の基本的立場⇒「目的と基準」から)そこに存在する有効な耐震要素は全てカウントして集計し、倒壊の有無の判断材料とする。…そのために制限はかけない。と言っているものと思われます。この場合回答では、但し書き以降で、面材の2重張りを例に挙げて注意喚起しています。(図参照)

ここで注目すべきは、たとえ「2重張り」のケースでも、柱から遠い方の面材が【軸組】(柱材)に対して有効に取付いていれば、その面材も耐力要素としてカウントして良いとの意思を言外に表していることです。つまり実状によりけりとの前提はありますが、「有効な取付け」とみなせば「2重張り面材の両方とも」耐震要素とカウントしても良

## Q45 建基法では(耐力壁の)組合せに制限がありますが、耐震診断では軸組、外壁、内壁の組合せに制限はないのか?



いことになります。これはこれまでになかった踏み込んだ判断だと思えます。

私たちは一貫して、「2重張り」の柱から遠い方の面材【面材3】は【無視】する立場をとってきていますが、その点画期的な判断が示されたと考えます。

逆に、その判断は我々「診断者」に委ねられたことになりますので、責任は重大です。回答で述べている原則は全く間違っているものではないと小生も思いますが、私たちに課せられた課題は、(有効かそれとも無効かの)判断根拠をどうやって示せば良いのかということでしょう。実例も何もないので、今後の検討事項かも知れませんが考えようによっては難題を突き付けられたようなものです。

当面はこれまで通りの方針維持(「2重張り」の柱から遠い方の面材は無視)とし、周囲の環境(行政・研究機関側の新たな知見等)の変化を待つべきでしょうか?